

# 監査報告書

令和7年5月28日

社会福祉法人花輪ふくし会

理事長 松浦 勉 殿

監事 黒澤隆三 

監事 北 正幸 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人あすの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

令和7年5月28日

令和6年度決算監査に係る監事意見について

1. 令和6年度の業績について

今期は報酬改定年度に当りその影響も当然ありますが、特筆すべきはそれぞれの事業施設が各種加算取得に懸命に取り組んできたことが挙げられます。

この結果サービス活動収益は対前年比75百万円増加の3,808百万円に、また同活動増減差額は同様に90百万円増加の212百万円となっております。このことはトヨタ生産方式導入による業務改善にも取り組んできた成果と置き換えることができます。

引続き役職員一丸となってこの地域に欠くことができない事業所として安定経営は勿論、誰もが働きたいと思っ貰える職場として日々邁進されますようお願いいたします。

2. 防災訓練に係る態勢の強化について

各事業施設では火災ほか自然災害に等に対する避難訓練に取り組まれています。またこの実施状況等は東京都などの第三者評価でも調査の対象とされています。

つきましては有事の際にマニュアル・BCP等が十分機能するか否か、特に夜間における自立歩行困難な利用者様の移動、確実な応援職員がどれ位見込めるのか、そして何より地域住民の支援が得られる体制が出来ているかなどの検証をお願いします。

なお訓練の結果、実態にそぐわないマニュアル・BCPにつきましては改めていただくようお願いします。

3. その他

軽微な事務処理などの不備につきましては、都度監査会場にて訂正等をお願いしておりますので対応下さるようお願いいたします。

社会福祉法人花輪ふくし会

監 事 黒澤隆三 

監 事 北村幸男 